

外部の労働者からの公益通報保護規則を次のように定める。

平成18年3月31日

金融庁長官 五味 廣 文

外部の労働者からの公益通報保護規則

(目的)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、金融庁（証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会を除く。以下同じ。）において、外部の労働者からの公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

(通報窓口及び相談窓口)

第2条 金融庁に対する外部の労働者からの公益通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を法令等遵守調査室（以下「調査室」という。）に置く。

- 2 外部の労働者からの通報の受け付け、整理及び庶務は、法令等遵守監理官が行う。
- 3 外部の労働者からの通報処理の仕組みに関する質問等に応じる窓口（以下「相談窓口」という。）を金融サービス利用者相談室に置く。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底、利益相反関係の排除)

第3条 通報の処理に関与した職員は、通報に関する秘密の保持及び知り得た個人情報の保護に万全の注意を払うとともに、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(窓口と秘密保持及び個人情報保護の周知)

第4条 通報者の利便及び信頼の確保のため、①通報窓口及び相談窓口の連絡先、②通報に関する秘密及び個人情報は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等に基づき守られることを、ホームページ等により周知する。

(通報の対象範囲)

第5条 通報窓口では、法又は公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）において定められた法律のうち、金融庁が処分又は勧告等をする

権限を有するものについて、法第2条第3項に規定する通報対象事実（犯罪行為または犯罪行為となり得る規制違反行為の事実）が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報を受け付ける。

（通報者の範囲）

第6条 通報窓口では、通報対象事実に関係する事業者に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者からの通報を受け付ける。

（通報の方法等）

第7条 通報の方法は、金融庁ホームページ、郵便又はファクシミリとする。

- 2 通報には、通報者の氏名、連絡先、通報対象事実及び関係する事業者（その事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者を含む）、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由を含めるよう求める。
- 3 法令等遵守監理官は、受け付けた通報を書類整理以外の一切の加工を行わずに、法令等遵守調査室に提出する。

（通報者との連絡及び事実の把握）

第8条 法令等遵守調査室は、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、必要に応じて、関係部局又は通報者に連絡を取り、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実をできる限り正確に把握する。

（受理前の通報者への教示）

第9条 法令等遵守調査室は、通報内容となる事実について、金融庁が処分又は勧告等の権限を有しないときは、通報者に対し、その旨を遅滞なく教示する。その際、当該事実について、他の行政機関（証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会を含む。以下同じ。）が処分又は勧告等をする権限を有するときは、通報者に対し、権限を有する行政機関を併せて教示する。

- 2 法令等遵守調査室は、通報内容となる事実が金融商品取引法に基づく犯則事件の調査権限の対象となる可能性があると思料する場合は、通報者に対し、証券取引等監視委員会を遅滞なく教示するとともに、通報者の同意を得て、同委員会に連絡する。

（受理の審査）

第10条 関係部局は、受け付けた通報を法に基づく公益通報として受理するか否かについて適切に審査を行う。

- 2 法令等遵守調査室は、前項の規定により関係部局が行う審査事務を総括する。

（外部労働者通報保護委員会への付議）

第11条 関係部局及び法令等遵守調査室は、通報を受け付けた後一月以内に、審査結果

を添えて、外部労働者通報保護委員会（以下「委員会」という。）に、当該通報（匿名の通報、本人確認が困難な通報、当該事業者が使用する労働者等からではない通報等明らかに公益通報に該当しないと法令等遵守調査室が認める通報を除く。）を法に基づく公益通報として受理するか否かについての判断を求める。

（受理の決定等）

第12条 委員会は、関係部局及び法令等遵守調査室の審査結果を踏まえ、法に基づく公益通報として受理するか否かの決定を行う。ただし、法の適用に係る事実確認に時間を要する等の特段の事情がある場合には、この決定を延期することができる。

2 受理しないと決定した場合には、関係部局における金融行政の参考情報とし、必要に応じ、通常の金融行政の一環として検査等に活用する。

（通報の取扱いの通知）

第13条 前条第1項の決定を行った後、公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理せず参考情報の提供として受け付ける旨を、通報者に対し遅滞なく通知する。

2 受理したときは、処理の終了までに必要と見込まれる期間を併せて通知するよう努める。

3 第1項及び前項の通知は、事案に応じ、委員会が適当と認める部局が行う（以下、通報者に対する教示又は通知を行う場合について同じ。）。

（調査の実施）

第14条 委員会が第12条第1項の受理の決定を行った後、関係部局は必要な調査を行う。

2 関係部局は、前項の調査を実施する場合において、通報者の秘密及び個人情報を守るため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で行う。

3 委員会は、受理の決定をした通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関又は関係部局が複数ある場合は、当該行政機関又は関係部局の業務の状況を踏まえつつ、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力するよう調整に努める。

4 関係部局は、受理の決定をした通報対象事実に関し、調査をする必要性が認められない場合や、調査を行うことによってより重大な他の法益が害される等、調査を行うことが相当でない特段の事情がある場合には、委員会に報告の上、例外的に調査を行わないこととし、その旨通報者に対し遅滞なく通知する。

（受理後の教示）

第15条 通報事案の受理後の調査において、金融庁ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報

者に対し、遅滞なく教示する。この場合、法執行上の問題がない範囲において、作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供する。

(調査結果に基づく措置等)

第16条 関係部局は、調査結果を可及的速やかに取りまとめるよう努め、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとる。

(通報者への調査状況等の通知)

第17条 関係部局は、金融検査及び監督の適切かつ効果的な実施、金融システムの安定性確保等金融行政に関する適切な法執行の確保、金融機関等利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に留意しつつ、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるところにより、通報者に対し、通知をするよう努める。

- 一 調査中 調査の進捗状況を、適宜
- 二 調査終了後 その結果を、遅滞なく
- 三 調査結果に基づき措置をとったとき 措置の内容を、遅滞なく

(通報者等の保護)

第18条 任命権者は、正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとる。

(通報関連文書の管理)

第19条 通報事案の処理に係る記録及び関係資料については、金融庁行政文書管理規則（平成23年金融庁訓令第4号）及び金融庁文書取扱規則（平成13年金融庁訓令第26号）並びに金融庁個人情報管理規則（平成17年金融庁訓令第12号）に基づき厳正に管理しなければならない。

(協力義務)

第20条 法に基づく外部の労働者からの公益通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、これを拒む正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

(公益通報以外の情報受付窓口)

第21条 金融行政上の必要から、法に基づく公益通報以外の通報を受ける窓口を開設するときは、次の各号に掲げる事項に留意する。

- 一 外部の労働者からの公益通報窓口と誤認されないような表示等を行うこと。
- 二 外部の労働者からの法に基づく公益通報に該当する可能性がある情報を受け付けたときは、遅滞なく通報窓口に戻付すること。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年5月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月23日から施行する。